

山梨県公報

第千八百九十六号

平成二十年

十月二十三日

木曜日

目次

家畜伝染病の発生(二件).....	五九一
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(二件).....	五九一
道路の区域変更.....	五九二
公 告.....	五九二
開発行為に関する工事の完了について.....	五九二
その他.....	五九三
山梨県議会議規則の一部を改正する規則.....	五九三

告 示

山梨県告示第四百五十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十年十月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜 疑似患畜	三 三	北杜市明野町上	平成二十年九月二十五日

山梨県告示第四百五十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十年十月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	二	南アルプス市藤田	平成二十年九月三十日

山梨県告示第四百五十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十年十月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

北杜市明野町三之蔵(柳田、中原、疣岩、大境、西田、明王、前林及びソリメの区域に限る。)、小笠原(東畑、大平、風起、宮之内及び長者窪の区域を除く。)、上手、上神取(上和田の区域を除く。)、下神取、浅尾新田、浅尾(俵石、宮後、天神、池之下、上原、天王原、五庵林、吉良窪、平石、日影、日向、天王原北及び天王北の区域を除く。)、須玉町藤田、大蔵(大蔵新田の区域に限る。)、大豆生田並びに葎崎市
中田町小田川及び穴山町(下本田、中本田、上本田、窪林、稲倉、伊藤窪、宮窪、重久、鷲山、阿原頭及び西林の区域に限る。)(の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十年九月二十五日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第四百五十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）
第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十年十月二十三日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

南アルプス市鏡中條（中河原、新地、八幡下、上ノ切、中ノ切、下ノ切、村東、将監、蔵入、反田及び御崎の区域に限る。）、寺部（中西、村附、御崎、南ノ前及び宮ノ前の区域に限る。）、加賀美（京免、北河原、土橋、伊勢ノ前、鶏土、東小柳、西小柳、押掘、山宮地、ゴリ洗、吉原、一丁田、鎮守、舎中、大津麦、八丁、餅田、牛取、古河原、拾式枚、黄賞、蔵ノ西、六串、沢之神、山之神、尻上、山伏、押切、堰下、長塚、中河原、町屋、流間、塔中、東前田、西前田、石原田、角畑、笹原、清水、深田、田嶋北、祖木、八反、扇子田及び沢添の区域に限る。）、藤田、浅原、田島（北河原及び居村の区域に限る。）、西南湖（西河原、沖田、上河原、天神及び内乗の区域に限る。）及び東南湖（十郎木及び村北の区域に限る。）並びに中央市山之神（出口、蒔田、鍛冶新居、鍛冶新居前、新割、古屋敷、阿原境、居村、上茱萸、下茱萸、立川及び流通団地の区域に限る。）、布施（冷久保、宿西、神田、清水前、小河原、町屋前、道下、新町南、下田保、収徳、蟹沢、白ノ塚、古寺家、明神林、一丁田、山之神前、小井川及び村前の区域に限る。）、臼井阿原、西花輪（阿原前、村北、古宮、村東、村前、村間、飛石、西河原及び新田の区域に限る。）、東花輪（上西河原、下西河原及び清川の区域に限る。）、藤巻（池内及び西河原の区域に限る。）、今福（彦藤、中河原及び上河原の区域に限る。）及び今福新田（川東の区域に限る。）並びに中巨摩郡昭和町河西（大林の区域に限る。）の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成二十年九月三十日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならぬ

い。

山梨県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年十一月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年十月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市上石森字西田九七九番の一地先から 山梨市上神内川字東原五七九番の一地先まで	六・二丁 一六・九	一六・〇丁 二〇三・二		二二七・八

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十年十月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村山中字見通道下一〇四八の一、一〇四八の二、一〇四八の五、一〇五〇の一及び一〇五〇の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社大崎 代表取締役 武田一衛

その他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十月二十三日

山梨県議会議長 森 屋 宏

山梨県議会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会議規則（昭和三十一年山梨県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県議会議規則の規定は、平成二十年十月九日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番